

## 教員の手当の総合的な見直しについて（素案）

### 1 教員の手当の見直しの必要性

- 國際化・グローバル化の一層の進展や、国立大学に対する國の支援の在り方の見直し等、近年国立大学をとりまく環境が大きく変化している中、本学の教員人事制度についても、改革・見直しが行われているところである。  
手当のうち、本給の調整額や特殊勤務手当といった職務給的な手当については職務上の負担の程度を的確に反映している必要があることから、第2期中期計画期間の最終年度という節目に当たる今年度において、教員の手当の最適化へ向け、その在り方を改めて見直すこととする。
- この見直しが目指すべきところは、限られた人件費の中で『頑張っている教員が、その頑張りに相応しい処遇を受ける』ことを実現し、優秀な教員の確保や教員の活力の向上に資する「競争力の高い給与体系」を構築することにある。

### 2 見直しのポイント

- 今回の見直しにおいて、検討が必要と考えられる事項は、以下のとおり。

I 大学院担当に係る本給の調整額の見直し	2/11
II 授業の英語化を行った教員に対する手当の支給	5/11
III GS科目教材作成業務に対する謝金の支給	7/11
IV GS科目の講義担当者・開講協力者に対する手当の支給	8/11
V 特任教員への入試手当の支給	9/11
VI 附属学校教員の手当の在り方の見直し	10/11

## I 大学院担当に係る本給の調整額の見直し

### 1. 現状

► 本学においては、大学院担当に係る本給の調整額には4つの適用区分がある。

〔適用区分〕

職員区分	調整数	適用者数*
①教授、准教授、講師（常勤の者に限る。）又は助教で大学担当を命じられた者（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程後期又は大学院法務研究科を担当する者で主任として学生（医学を履修する4年の博士課程にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上）に対する研究指導に従事する者	3	49
②大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程又は大学院法務研究科を担当する者（前号に掲げる者を除く。）	2	664
③大学院担当教員のうち、大学院研究科の修士課程を担当する者	1	53
④大学院研究科に在籍する学生の指導に常時従事する助教	1	43

\* 「適用者数」は平成26年度実績より

► なお、上記のうち、調整数2が適用される者は、大学院研究科等の担当教員として発令されている者のうち、実際に  
i) 学生の主任指導を行っている者  
ii) 授業等を行っている者

である。

► 上記の調整数を職務の級ごとに定める調整基本額に乘じた額が、本給の調整額となる。

〔調整基本額＜教育職本給表(一)の場合＞〕

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

⇒ 例えば、准教授が適用区分②に該当する場合、  
 $12,700\text{円} \times 2 = 25,400\text{円}/\text{月}$ が支給される。  
(調整基本額) × (調整数)

### 2. 平成19年4月の改正

► 平成19年4月に、以下の2つの内容の改正を実施。

#### ①平成19年4月の教員組織変更（助教設置）に伴う大学院担当調整額の見直し

- ・（助教が）『大学院を担当し大学院学生の教育、研究指導を行う場合には、調整数2による調整額を支給する』

#### ②事務量削減のための支給要件見直し

- ・〔旧〕授業等2単位以上

↓

〔新〕所属に関わらず授業等を担当している者

### 3. 課題

#### (1) 現在の制度設計上の課題

➢現在の制度設計は、

①「学生の主任指導を行っておらず、かつ、ある科目的授業の一部を担当した場合のようにわずかな授業しか行つていない場合」のように負担が軽度の場合であっても調整数2が適用される。

②前期のみ担当した者には通年で支給されるが、後期のみ担当の場合には後期のみしか支給されないことがある\*という点において、業務負担の的確な反映や公平性の観点から問題がある。

\*現行制度における担当学期による支給の違い（主任指導を行っている学生がいない場合）

前期	後期	本給の調整額
担当授業あり	担当授業あり	通年支給
担当授業あり	担当授業なし	通年支給
担当授業なし	担当授業あり	前期の段階で後期の授業開講が確定していれば通年支給 後期の授業開講が確定していない場合には、後期の開講が確定した後、後期のみ支給

#### (2) 4学期制導入に伴う課題

➢来年度からの4学期制導入に伴い授業開講パターンが現在より多様となることが想定され、これに対応した支給方法とする必要がある。

### 4. 他大学の状況

#### (1) 調整数の段階について

➢調整数の段階については、2段階としている例と、本学同様の3段階としている例がある。

2段階としている例は大規模大学に多く、旧六大学や東海・北陸地区の他大学では本学同様の3段階が多数。

なお、千葉大学は調整数の区分はない（1段階）。

#### (2) 単位数要件について

➢本学では平成19年に廃止した「2単位以上」の要件は、多くの大学で今も設けられている。

#### 【参考】他大学の例

大学名	調整数の段階・支給要件等
北海道大学	➢調整数は2段階 ➢調整数2の支給要件は、「講義等を2単位以上担当 or 主任指導」
東京大学	➢調整数は2段階 ➢調整数2の支給要件は、「講義等の担当 or 主任指導」 ➢調整数2の支給対象に助教を含まない
名古屋大学	➢調整数は2段階 ➢調整数2の支給要件は、「博士課程の担当」 ➢調整数2の支給対象に助教を含まない

京都大学	<p>➢ 調整数は<u>2段階</u></p> <p>➢ 調整数2の支給要件は、「<u>講義等の担当</u>」</p>
千葉大学	<p>➢ 調整数は<u>1段階</u>（5級 25,800円／月～2級 17,600円／月）</p> <p>➢ 支給要件は「<u>大学院担当</u>」</p>
岡山大学	<p>➢ 調整数は<u>3段階</u></p> <p>➢ 調整数3の支給要件は、「<u>博士課程における主任指導</u>」</p> <p>➢ 調整数2の支給要件は、「<u>博士課程で講義等を2単位以上担当</u>」</p>

## 5. 対応案

➢ 本給の調整額は、授業を開講した学期等に左右されるのではなく、あくまでも負担の程度に応じて支給されるべきものである。そのため、適用区分を以下のとおり改める。

- ・主任指導は相当の負担が生じる業務であることから、修士・博士を問わず主任指導を行う者には調整数2を支給。
- ・主任指導を行わない場合には調整数1を支給。ただし、授業に関する業務負担が極めて小さい場合には調整額支給の必要性が薄いことから、年度を通じて2単位以上の授業等の担当を要件とする。

調整数	新適用区分	旧適用区分
3	①教授、准教授、講師（常勤の者に限る。）又は助教で大学担当を命じられた者（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で主任として学生（医学を履修する4年の博士課程にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上）に対する研究指導に従事する者	①教授、准教授、講師（常勤の者に限る。）又は助教で大学担当を命じられた者（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程後期又は大学院法務研究科を担当する者で主任として学生（医学を履修する4年の博士課程にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上）に対する研究指導に従事する者
2	②大学院担当教員のうち、 <u>主任として学生に対する研究指導に従事する者</u> （前号に掲げる者を除く。）	②大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程又は大学院法務研究科を担当する者（前号に掲げる者を除く。）
1	③大学院担当教員のうち、大学院研究科において、 <u>講義、演習、実験・実習を年度を通じて併せて2単位以上担当する者</u>	③大学院担当教員のうち、大学院研究科の修士課程を担当する者
1	④大学院研究科に在籍する学生の指導に常時従事する助教	④大学院研究科に在籍する学生の指導に常時従事する助教

### 【主任指導を行っていない場合の調整額支給】

第1クオーター	第2クオーター	第3クオーター	第4クオーター
担当授業あり	担当授業あり	担当授業あり	担当授業あり
担当授業あり	担当授業なし	担当授業なし	担当授業なし
担当授業なし	担当授業あり	担当授業なし	担当授業あり
担当授業なし	担当授業あり	担当授業あり	担当授業あり
⋮	⋮	⋮	⋮

どのような開講パターンであつても、「年間2単位以上」の要件を満たせば調整数1を支給

## II 授業の英語化を行った教員に対する手当の支給

### 1. 検討の背景

授業の英語化の推進の検討へ向け、教育戦略会議が授業の英語化に関するインセンティブを検討し、本年8月に同会議としての案をとりまとめた。  
案の概要は以下のとおり。

#### -「授業の英語化に関するインセンティブ」(教育戦略会議)の概要-

##### (1) 目的・趣旨

平成28年度から平成32年度までの5年間、共通教育科目と学士課程専門教育の授業の英語化を実施した常勤教員に対して、漸減的な仕組みで、同一科目に対して3年間の間に限り手当を支給する(平成32年度に英語化した授業を最後の対象とし、最長で平成34年度まで支給)。

##### (2) 手当の支給要件・支給額等

①年度内で同一内容の授業が複数回のクラス・コマで行われる場合

	英語化実施率※1	クラス数※2	手当額 (1クラス当たり)	
			新規	継続
H28～H30 年度	50%以上 (教材等の英語化は問わない)	1～2 クラス目	5,000 円	2,500 円
		3～5 クラス目	2,500 円	1,250 円
	25%以上 50%未満 (テキスト等は原則英語)	1～2 クラス目	2,500 円	1,250 円
		3～5 クラス目	1,250 円	625 円
H31～H32 年度	50%以上 (教材等の英語化は問わない)	1～2 クラス目	3,000 円	1,500 円
		3～5 クラス目	1,500 円	750 円
	25%以上 50%未満 (テキスト等は原則英語)	1～2 クラス目	1,500 円	750 円
		3～5 クラス目	750 円	375 円
H33～H34 年度	50%以上 (教材等の英語化は問わない)	1～2 クラス目	—	1,500 円
		3～5 クラス目	—	750 円
	25%以上 50%未満 (テキスト等は原則英語)	1～2 クラス目	—	750 円
		3～5 クラス目	—	375 円

※1 全授業回数のうちに占める、1回の授業時間のうちの80%以上が英語で実施されている授業の割合

※2 クラス＝7、5回分(1単位分)の授業

②年度内で同一内容の授業が单一のクラス・コマでしか開講されない場合

	英語化実施率	手当額 (1クラス当たり)	
		新規	継続
H28～H30 年度	50%以上 (教材等の英語化は問わない)	5,000 円	2,500 円
	25%以上 50%未満 (テキスト等は原則英語)	2,500 円	1,250 円
H31～H32 年度	50%以上 (教材等の英語化は問わない)	3,000 円	1,500 円
	25%以上 50%未満 (テキスト等は原則英語)	1,500 円	750 円
H33～H34 年度	50%以上 (教材等の英語化は問わない)	—	1,500 円
	25%以上 50%未満 (テキスト等は原則英語)	—	750 円

※前年度の英語化実施率が「25%以上 50%未満」だったものが「50%以上」に上がった場合には、「50%以上」の額の半額を支給する。

※前年度の英語化実施率が「50%以上」だったものが「25%以上 50%未満」に下がった場合には、「25%以上 50%未満」の額の半額を支給する。

**(3) その他**

各年度の初めに1年間の「計画書」を提出し、各年度末に実施状況に関する「報告書」を提出させる。

**2. 対応案**

**(1) 手当の位置付け**

➢職員給与規程第18条に定める特殊勤務手当とする。

**(2) 支給要件・支給額**

➢上記教育企画会議案のとおりとする。

➢英語化実施状況の確認のため、英語化を実施する教員は英語化する内容をシラバスに記載する。

学生部において、「計画書」「報告書」の提出や実際の実施状況の確認を通じ個々の教員に対する支給額算定を行い、その額を手当として支給する。

**(3) 支給時期**

➢各年度の実施状況を踏まえ、3月期の給与支給の際に一括支給する。

### III GS科目教材作成業務に対する謝金の支給

#### 1. 検討の背景

►平成26年11月28日開催の第14回大学改革推進委員会において国際基幹教育院設置に向けた検討事項(人事関係)について審議がなされ、以下のとおり了承されている。

#### 2 テキスト作成等の業務に対する手当の支給

- ・ GS科目のテキスト作成等の業務を行った者に対し、手当を支給する。
- ・ 手当額については、科目数や主担当・副担当の別に応じて決定する。(一科目あたり200,000円を想定)なお、具体的な手当額については、予め定める基準に基づき、国際基幹教育院長が決定する。
- ・ 手当は、テキスト作成初年度のみの支給とする。(作成後の改訂に係る業務については、通常業務として扱い、支給対象としない。)

#### 2. 対応案

##### (1) 位置付け

►本件が本年度におけるテキスト作成業務に対するものであることから、給与規則を改正して新たな手当を設けるのではなく謝金として支給することとし、学生部において実施する。

##### (2) 支給要件

►平成27年度に、GS科目において使用する教材（主として使用するもの一点に限る。）の作成業務を担当した教員に対し支給する。

##### (3) 支給額

►1科目あたりの総支給額が200,000円を超えない範囲で個別に決定する。

## IV GS科目の講義担当者・開講協力者に対する手当の支給

### 1. 検討の背景

►国際基幹教育院設置準備室が作成した『「GS科目」及び「GS科目等」に関するインセンティブの付与について』において、GS科目的授業担当者等に対する手当の支給について以下のように整理されている。

1. 平成28年度からGS科目等\*に係わる学類等\*、授業担当者\*およびGS科目開講協力者\*にインセンティブを付与する。（\*:「国際基幹教育院における科目担当者、科目担当グループ及び協力学類／責任学類の考え方」参照）
5. 手当として支給するインセンティブの対象
  - a. GS科目の授業担当者\*：対象となるクラス（1単位授業）あたり10,000円
  - b. GS科目開講協力者\*：対象となる科目あたり10,000円
7. 財源は非常勤講師手当、非常勤講師旅費を中心に共通教育経費等を節約することで確保する。

「国際基幹教育院における科目担当者、科目担当グループ及び協力学類／責任学類の考え方」（抜粋）

#### 『授業担当者』

授業担当者は、科目担当者※のうち当該年度の授業を担当する教員のことである。

※科目担当者：GS科目等の授業を担当可能な者として国際基幹教育院が要請し、本人の了解のもとに学類もしくはセンター等が了承した、学類等の専任教員

#### 『開講協力者』

開講協力者は、専任教員の任務遂行に協力するものとし、原則として、それぞれのGS科目に対して科目担当者のうちから2名以上を配置する。

### 2. 対応案

#### （1）手当の位置付け

►職員給与規程第18条に定める特殊勤務手当とし、学生部でとりまとめた実績に基づき各年度ごとにとりまとめて一括支給する。

なお、この手当は平成28年度から平成32年度までの5年間支給するものとし、その後継続するか否かについては諸事情を踏まえて改めて検討することとする。

#### （2）支給要件・支給額

##### ①授業担当者

- ・GS科目の授業を担当した教員に対し、1クラスにつき10,000円（年額）を支給する。

##### ②開講協力者

- ・開講協力者となった教員に対し、1科目につき10,000円（年額）を支給する。

## V 特任教員への入試手当の支給

### 1. 検討の背景

- >現在、特任教員に対する特殊勤務手当の支給は、夜間業務手當に限られている。
- >しかしながら、入学試験業務に関しては特任教員であっても従事している実態があることから、そのような場合に、一般の教員と同様入学試験手当を支給するよう、外国語教育研究センターから要望がある。

### 2. 対応案

- >近年、特任教員数は増加しており、必ずしも特定のプロジェクトに従事する場合に限らず、活躍の場も多様となっている。
- このことを踏まえ、特任教員が入学試験業務に従事した場合には、一般の教員と同様の手当を支給することとする。

## VI 附属学校教員の手当の在り方の見直し

### 1. 検討の背景

#### (1) 県・市におけるこれまでの見直し

▶平成 20 年以降、国は『基本方針 2006』や中教審の答申等に基づき、義務教育国庫負担金の算定方法の見直しを重ねており、県や市においてもそのことを踏まえ手当額を見直している。

«国における見直しの経緯»

平成 20 年度	▶義務教育等教員特別手当の縮減 3.8%→3.0% ▶部活動手当の増額 1,200 円→2,400 円
平成 21 年度	▶義務教育等教員特別手当の縮減 3.0%→2.2% ▶特殊教育関係者の給料の調整額の縮減 調整数 2→1.5
平成 22 年度	▶義務教育等教員特別手当の縮減 2.2%→1.5% ▶特殊教育関係者の給料の調整額の縮減 調整数 1.5→1.25
平成 26 年度	▶部活動手当の増額 2,400 円→3,000 円 ▶特殊教育関係者の給料の調整額の縮減 調整数 1.25→1

▶ただし、本学においてはこれらの改正に準じた改正は行っておらず、結果として以下のように差が生じている。

	県及び市	本学
義務教育等教員特別手当	1.5%	3.8%
部活動手当	3,000 円	1,200 円
給料の調整額（特殊教育）	調整数 1	調整数 2

#### (2) 組合からの要望

▶組合からは、「入試問題作成業務への手当支給」及び「部活動手当の増額」に関して要望がある。

▶また、附属学校側からは、大学院を担当する附属学校教員に対しても本給の調整額を支給するよう要請がある。

### 2. 対応案

#### (1) 義務教育等教員特別手当、部活動手当、本給の調整額（特殊教育）

▶本学においては、平成 18 年 4 月に、県からの交流教員の給与について、円滑な交流実施の観点から県の水準を考慮して決定することとした。

このことを踏まえると、各種の手当の水準についても県と同等であるべきと考える。

そのため、現時点において生じている差異を解消するための制度改正を行う。

▶具体的な改正内容は以下のとおり。

①義務教育等教員特別手当の減額	現行の 3.8% から、県等の水準である 1.5% に減額
②部活動手当の増額	現行の 1,200 円から、県等の水準である 3,000 円に増額
③本給の調整額（特殊教育）の減額	現行の調整数 2 から、県等の水準である調整数 1 に改正

## (2) 本給の調整額（教職大学院担当）

- 附属学校教員が教職大学院を担当した場合には、
  - ・大学院担当業務は公立学校教員には存在しない本学教員特有の業務であること
  - ・担当教員に特別の業務負担が生じるものであること
- から、大学の教員と同様に「調整数1」の本給の調整額を支給する。

## (3) 入学試験手当

- 入学試験の作問業務は公立学校教員には存在しない本学教員特有の業務である。  
しかしながら、この業務は各教科担当教員のほとんどが参画しているものであり、特定の教員に特別の業務負担が生じているものではないことから、例えば学類個別選抜試験における問題作成業務（手当額：53,000円／年）と同等程度の責任や負担がかかる業務とまでは言えない。
- そのため、附属高等学校及び中学校において入学試験の問題作成業務に従事する教員に対しては、学類個別選抜試験における実技及び小論文問題作成業務に対する手当額と同等の、11,000円／年を支給することとする。
- なお、小学校・幼稚園及び特別支援学校における入学試験は学力検査の比重が低く、作問業務の負担の程度も比較的軽度と考えられることから、これらの学校種の教員は手当支給の対象とはしない。

